

「安保法制違憲訴訟」

2017年05月15日

「安保法制違憲訴訟 第2回口頭弁論」が、11日、横浜地方裁判所で行われた。いつも原告が大勢集まり抽選になるが、今回私は、事前に入廷可能との連絡を受け、法廷に入ることができた。裁判所は、いつ行っても殺風景である。そして、裁判官は高い所に座り、江戸時代の遠山の金さんの「お白州」を連想してしまう。原告側の弁護団は大勢だが、被告の国側の弁護団も10人くらいいて、多いのに驚いた。

この裁判は、安保法制は憲法に違反しているという訴えで、「駆け付け警護」や他国軍の「後方支援」の差止請求と国家賠償請求を求める訴訟である。民事訴訟は具体的な損害を受けているので、賠償を求めるといふ形で行うことになっている。弁護団の弁護士二人と原告の二人が意見陳述をした。

関守麻紀子弁護士は下記のように陳述している。「新安保法制は、閣議決定と法律制定により憲法9条の改変を行ったものであって、憲法秩序を破壊する行為です。憲法学者、元最高裁判所長官、元内閣法制局長官など、様々な立場の専門家が、その問題性、憲法破壊の重大性について見解を示しています。」齋藤宙也弁護士は「平和的生存権」を強調された。「国家が『戦争』の権利を独占し、国民側がこれに抵抗できる『人権』がなかったとしたら、戦争を防止することはできません。この国民側の抵抗する法的手段としての『人権』が平和的生存権にほかならないのです。だからこそ、原告らは、違憲の新安保法制による被侵害利益の第1に平和的生存権を主張しているのです。」

原告の岡本清弘氏は、親戚に二人の自衛隊員がいて、イラクや南スーダンに派遣されるのではないかと恐れたと話された。「隊員の家族は、違憲の法律で派遣されることは不合理だと思っても、声を上げることはできません。職を失うことを恐れるからです。兄たちの苦渋は他人事ではありません。甥を赤ん坊のころから知っている私にとっても、彼が命の危険を冒すことは耐えがたいのです。ですから原告に加わりました。」鴨居洋子氏は、1944年、東京で生まれ、空襲の度に防空壕に出たり、入ったりした赤ちゃん時代を過ごした。終戦の日、母親は子どもたちを死なせずにすんだと涙を流して喜んだと聞いた。母から「戦争はダメ」と聞かされ続けてきた。「『だれの子どももころさせない』この思いで、憲法を守り生かし、平和な日本を引き継いでいきたいです。そのために裁判官のみなさんには、戦争につながる安保法制が憲法違反の法律であることを認めていただきたいです。」

30分くらいの短い時間の陳述で、原告たちは具体的な損害を被っていることの訴えに力点を置いていた。これまでの印象では、裁判官は眠っていて聞いていないのではないかとと思うことが多かったが、今回の裁判官たちは一応、聞いてくれていたみたいだった。原告に対して、丁寧な礼を返していた。その後、会場を関内ホールに移し、法廷に入れなかった人々も集まり、報告集会が持たれた。安保法制違憲訴訟 かながわの会の原告は現在377名で、まだ増えていく。全国で同質の訴訟は現在、17の地方裁判所で行われ、準備している所もあり、増えていくことになる。何千、何万の人が原告になって闘うことになる。この世論が社会を変えていく力となると思う。

伊藤真弁護士が、改憲を訴える安倍首相ビデオメッセージの中の「憲法は理想を語る」という言葉は真実で、我々は武力ではない9条で、平和を作ることを理想としていると話し、会場の喝采を浴びた。第3回の口頭弁論は7月27日、午後3時30分に行われることとなった。先は長く、遠い。